

諏訪市告示第 104 号

諏訪市未熟児養育医療給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市未熟児養育医療給付事業実施要綱（平成 25 年諏訪市告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「、第 5 条の 4 第 6 項」を削り、「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。